

静岡市経営力強化支援資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、市内の中小企業者の経営力を強化する取組を支援し、もって本市経済の活性化と活力の維持を図ることを目的として、経営改善に取り組む中小企業者に融資を行う取扱金融機関に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付する制度（以下「経営力強化支援資金融資制度」という。）を創設するものとし、その利子補給金の交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号及び第6号に掲げる者で、法人にあっては静岡市内に本社又は支店を、個人にあっては静岡市内に住所及び事業場を有するものをいう。
- (2) 取扱金融機関 静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）と信用保証に関し約定を締結した金融機関及び株式会社整理回収機構で、この要綱による資金を取り扱うことに同意した者をいう。
- (3) 認定経営革新等支援機関 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第21条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。
- (4) 借換え 次に掲げる要綱及びこの要綱に基づく融資資金の借入れを同資金で返済することをいう。
 - ア 静岡市小口資金利子補給金交付要綱（平成26年度の利子補給金から適用）
 - イ 静岡市産業振興資金利子補給金交付要綱（平成26年度の利子補給金から適用）
 - ウ 静岡市創業支援資金利子補給金交付要綱（平成26年度の利子補給金から適用）
 - エ 静岡市景気変動対策資金融資制度要綱（平成20年12月12日施行）
 - オ 静岡市災害対策資金利子補給金交付要綱（平成28年4月1日施行）
- (5) 借換融資 令和3年3月31日までに協会が債務の保証を決定した借換えのための融資をいう。

(利子補給金の交付対象者)

第3条 利子補給金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たしている中小企業者に対して融資を行う取扱金融機関とする。

- (1) 原則として、融資の申込みの日まで1年以上引き続き市内で同一事業を営んでいること。

(2) 静岡市の市民税の納税義務者で、融資の申込日以前において静岡市が賦課し、かつ、納期が到来した市民税を完納していること。

(利子補給金の交付対象融資)

第4条 利子補給金の交付の対象となる融資（以下「交付対象融資」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 運転資金又は設備資金（借換融資を受ける場合にあつては、運転資金に限る。）を融資するものであること。
- (2) 融資の限度額は、8,000万円以下とすること。
- (3) 貸付利率は、年1.5パーセントとすること。
- (4) 貸付期間は、運転資金にあつては5年以内、設備資金にあつては7年以内、借換融資にあつては10年以内とすること。
- (5) 返済方法は、元金均等割賦返済とすること。
- (6) 据置き期間は、1年以内とすること。
- (7) 協会が実施する経営力強化保証として、交付対象融資について、交付対象者と協会との間で保証契約が締結されていること。
- (8) 借換融資にあつては、借換えにより、既往借入金に係る月次返済額の軽減を図ることができることと認められること。

(利子補給金の額)

第5条 利子補給金の額は、融資条件ごとに年度別に区分して算定するものとし、4月1日から9月30日まで（以下「上期」という。）及び10月1日から翌年3月31日まで（以下「下期」という。）の各期間における融資平均残高（各月初残高（当該月の前月末の協会保証債務残高をいう。）の合計を6で除して得た金額をいう。）に年0.57パーセント以内の割合を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額の範囲内において市長が定める額とする。

(利子補給の期間)

第6条 利子補給金を交付する期間は、運転資金にあつては5年以内、設備資金にあつては7年以内、借換融資にあつては10年以内とする。

(経営力強化支援資金融資制度の利用の申込み)

第7条 経営力強化支援資金融資制度を利用しようとする者は、取扱金融機関を經由して、経営力強化支援資金融資制度申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 協会に提出する事業計画書の写し
- (2) 協会に提出する経営力強化保証申込人資格要件等届出書の写し
- (3) 第1号の事業計画書に認定経営革新等支援機関による支援内容が記載されていない場合にあっては、協会に提出する当該支援内容を記載した書面の写し
- (4) 静岡市の市民税の納税証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
(審査等)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容について審査し、適当と認められるときは、関係書類を協会へ送付するものとする。

2 協会は、関係書類の送付を受けたときは、遅滞なく保証承諾の可否を審査の上、保証の可否を申込者に通知するとともに、保証を可とするものについては、前条の規定による経由をした取扱金融機関に通知するものとする。

3 取扱金融機関は、協会から前項の規定による通知を受けたときは、所定の手続を経て速やかに融資するものとする。ただし、特別の理由により当該交付対象融資申込者に対し融資を行わないことを決定したときは、その理由を付して協会へ関係書類を返送するものとする。
(利子補給金の交付申請)

第9条 交付対象者は、利子補給金の交付を受けようとするときは、毎年度上期分については9月30日までに、下期分については翌年3月31日までに経営力強化支援資金利子補給金交付申請書(様式第2号)に所要額計算書を添えて、市長に提出しなければならない。
(交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、利子補給金の交付を決定したときは、経営力強化支援資金利子補給金交付決定通知書(様式第3号)により、交付対象者に通知するものとする。
(交付の条件)

第11条 市長は、前条の規定により利子補給金の交付を決定する場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 利子補給金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を利子補給金の交付を受けた年度終了後10年間保存すること。
- (2) 融資を行うに当たり、歩積預金及び両建預金を要求しないこと。
- (3) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(実績報告)

第12条 第10条の規定により利子補給金の交付の決定を受けた交付対象者（以下「交付金融機関」という。）は、毎年度上期及び下期において融資が完了したときは、速やかに実績報告書に所要額計算書を添えて、市長に提出しなければならない。

(利子補給金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る利子補給金の交付の成果が利子補給金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、経営力強化支援資金利子補給金交付確定通知書（様式第4号）により当該交付金融機関に通知するものとする。

(請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた者は、遅滞なく請求書を市長に提出しなければならない。

(報告)

第15条 協会及び交付対象者は、この要綱による保証又は融資の状況等を別に定めるところにより市長に報告するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年度の利子補給金から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行し、第2条第1号の改正規定を除き、平成27年度の利子補給金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の静岡市経営力強化支援資金融資制度要綱の規定により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の静岡市経営力強化支援資金利子補給金交付要綱の規定により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年度の利子補給金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条の規定は、この要綱の施行の日以後に静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）が債務の保証を決定する融資について適用し、同日前に改正前の静岡市経営力強化支援資金利子補給金交付要綱に基づき協会が債務の保証を決定した融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年度の利子補給金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度の利子補給金から適用する。

経営力強化支援資金
融資制度申込書

(宛先) 静岡市長

住所	〔 法人にあっては事業所の所在地 〕
申込者	
氏名	〔 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 ⑩ 〕
電話	

経営力強化支援資金融資制度を利用したいので、静岡市経営力強化支援資金利子補給金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申し込みます。なお、融資手続、利子補給金交付手続、融資枠管理及び融資制度に関する調査・研究を行う範囲内で、市が申込窓口及び静岡県信用保証協会からこの融資に関する情報を取得すること並びに申込窓口及び静岡県信用保証協会にこの融資に関する情報を提供することに同意します。

申請者記入欄							
融資申込額	千円	開業年月日	年	月	日		
		法人設立年月日	年	月	日		
借入希望期間	箇月	営業年数	年	箇月	資本金 円		
据置の有無	有・無	箇月	事業所所在地	静岡市			
返済方法	元金均等割賦返済		貸出の月から	箇月目	千円返済		
借入希望金融機関	銀行	信用金庫	支店	従業員数	常用(役員・家族除く) 人 常用(役員・家族) 人 臨時(パート含む) 人		
資金使途	運転・設備(見積書を添付)・運転設備			資金計画	所要資金総額	千円	
	◎運転設備の場合、金額の内訳を御記入ください。				内訳	当資金	千円
						自己資金	千円
						その他	千円
業種	小売		製造	(取扱品目)			
	卸売		加工				
連帯保証人	氏名	住所	申込人との関係	年齢	職業		
受付番号	※						
保証協会記入欄※							
借換制度の利用	無・有(借換計画書添付)	保証諾否	承諾 不承諾				
		保証承諾日					
	いずれかに○をつけてください。	保証金額	円				
		保証期間	箇月				
					市受付欄		
					※		

※の欄は記入しないでください。

様式第2号（第9条関係）

経営力強化支援資金利子補給金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
申請者 名 称 ㊟
代表者氏名

利子補給金の交付を受けたいので、静岡市経営力強化支援資金利子補給金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事務又は事業の名称

2 交付申請額 円

3 事務又は事業の概要

様式第 3 号 (第10条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

経営力強化支援資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった利子補給金については、静岡市経営力強化支援資金利子補給金交付要綱第10条の規定により、次のとおり交付の決定をしたので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の時期

3 交付の条件

(1)次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の目的及び内容

イ 補助事業の事業計画及び収入支出の予算

ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) 利子補給金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を利子補給金の交付を受けた年度の終了後 10 年間保存すること。

(5) 融資を行うに当たり、歩積預金及び両建預金を要求しないこと。

(6) 静岡市補助金等交付規則（平成 15 年静岡市規則第 44 号）及び静岡市経営力強化支援資金利子補給金交付要綱を遵守すること。

4 その他

様式第4号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名

経営力強化支援資金利子補給金交付確定通知書

年 月 日付け 号により決定した利子補給金の交付について確定したので、静岡市経営力強化支援資金利子補給金交付要綱第13条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円